

公共工事設計労務単価の改定及び「特例措置」等の実施について

当局では、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）が、国土交通省において決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、平成26年4月1日までに新労務単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）で積算した工事等について、以下のとおり、「特例措置」及び「インフレスライド条項の適用」を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「特例措置」の実施

平成26年2月1日以降に契約を締結した工事等のうち、旧労務単価で積算したものについて、請負者の請求に基づき、新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算による請負代金額に変更する「特例措置」を実施します。

(1) 対象となる工事等

平成26年2月1日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。ただし、協議の請求日時時点で工期内のものに限りします。

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面（様式1）により行うこととし、平成26年2月24日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から30日以内とします。ただし、平成26年2月24日までに契約を締結したものについては、平成26年3月25日までとします。

なお、工期終了後の協議の請求は受け付けられませんので、工期が年度内の案件については、速やかに請求してください。

(3) 協議の請求先

対象案件の担当課

(4) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算に基づく請負代金額に変更します。詳細は＜別紙＞を参照してください。

(5) 適用している労務単価の判断方法

入札公告の日によって、次の単価を適用しています。

入札公告の日	適用単価
平成26年3月31日以前	旧労務単価
平成26年4月1日以降	新労務単価

これと異なる単価を適用している入札案件については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

2 「インフレスライド条項の適用」

平成26年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、基準日から残工期が2箇月以上あるものについて、請負者の請求に基づき、賃金等の急激な変動に対処するための「インフレスライド条項」（工事請負契約約款第25条第6項）を適用し、新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算によって、一定額の増額変更を実施します。

(1) 対象となる工事

平成26年1月31日以前に契約を締結した工事。ただし、2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2箇月以上あるものに限りします。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等は、以下のとおりとします。

ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」といいます。）を請求した日とします。

イ 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期：基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式2）により行うこととし、平成26年3月3日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

(4) スライド協議の請求先

対象案件の担当課

(5) 請負代金額の変更

新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算に基づき、一定額の増額変更を実施します。詳細は＜別紙＞を参照してください。

3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底について

新労務単価においても、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、元請事業者においては、下請事業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約を締結するとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いをしていただくようお願いします。

なお、公共工事設計労務単価に技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、本市では、平成26年6月1日以降に行う入札公告の工事については、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を入札参加資格とする予定ですので、御留意ください。

4 その他

今回の新労務単価の上昇に関し、平成26年1月30日付けで、国土交通省から、建設業団体の長あてに、別添「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」が、通知されておりますので、これについても適切に対応していただくようお願いします。

「特例措置」及び「インフレスライド条項」による請負代金額の変更について

① 「特例措置」による請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

② 「インフレスライド条項」による請負代金額の変更

(1) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」といいます。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。（スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。）

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times (\text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

ウ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については、考慮するものではありません。

(2) 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとします。

平成26年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新公共工事設計労務単価の運用に係る「特例措置」に基づく請負代金額の変更に
ついて（請求）

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 平成 年 月 日

5 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成26年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

「インフレスライド条項」(工事請負契約約款第25条第6項)の適用に基づく
請負代金額の変更について(請求)

下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、
請負代金額の変更に係る協議を請求します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 平成 年 月 日

5 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

6 希望基準日 平成 年 月 日

(別 添)

国土入企第 28 号

平成 26 年 1 月 30 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 7.1%、被災三県の平均では 8.4%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 23.2%、被災三県の平均では 31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成 25 年度の労務単価を引き上げと同時に「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 36 号）を発出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。しかしながら、下請取引等実態調査（平成 25 年 7 月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は 7 月時点では 36.6%にとどまるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒に付いたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の建設企業に対して、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」で要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

また、別添 1 のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、元請企業においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握し、その状況を今後の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたい。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2.のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切

に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところであり、他の公共工事発注機関にも同様の検討を要請したので、ご留意願いたいこと。

4. 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用

国土交通省では、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、元請企業、下請企業、技能労働者等のための相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しているので、改めて現場の技能労働者を含む関係者に周知すること。

5. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

6. ダumping受注の排除

近年のダumping受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダumping受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

7. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年

法律第 41 号) 及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。